

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市木之郷町土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年6月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	高橋 啓介	観音寺市木之郷町757番地7	平成28年6月7日